

1 令和5年度 ランク別監視指導状況

ランク	業 種		対象施設数		のべ監視計画件数		のべ監視件数	
				内訳		内訳		内訳
A (年2回以上)	飲食店営業	(一般食堂、レストラン等)製造室200㎡以上又は収容人員500人以上 (仕出し屋、弁当屋)製造室200㎡以上	44	19	88	38	97	47
	魚介類せり売営業	市場		2		4		18
	魚介類販売業	デパート、スーパー(大規模)、大規模加工施設		5		10		8
	食肉販売業	デパート、スーパー(大規模)、大規模加工施設		4		8		9
	集団給食施設	学校給食センター、学校給食共同調理場(許可を要しないもの)		12		24		3
	食中毒関連施設	過去2年間に食中毒を発生した施設(改善状況確認)		2		4		12
B (年に1回以上)	飲食店営業	(一般食堂、レストラン等)製造室200～100㎡又は収容人員500人～300人 (仕出し・弁当屋)製造室200～50㎡、給食米飯製造 (その他)デパート、スーパー(大規模)	717	177	717	177	780	195
	菓子製造業	工場形態のもの、スーパー内のもの、給食パン製造等		64		64		76
	乳処理業			4		4		4
	乳製品製造業			8		8		5
	魚介類販売業	スーパー形態		58		58		141
	水産製品製造業			0		0		0
	冷凍食品製造業			7		7		18
	密封包装食品製造業			13		13		22
	アイスクリーム類製造業	凍結機から直接販売するものを除く		14		14		9
	食肉処理業			20		20		18
	食肉販売業	スーパー形態		47		47		106
	食肉製品製造業			11		11		20
	食用油脂製造業			4		4		0
	みそ又はしょう油製造業			6		6		11
	酒類製造業			12		12		3
	豆腐製造業			17		17		4
	納豆製造業			3		3		0
	麺類製造業	工場形態のもの		34		34		10
	そうざい製造業			101		101		89
	添加物製造業			3		3		1
	清涼飲料水製造業			24		24		12
	氷雪製造業			2		2		0
	漬物製造業			14		14		4
	旧つけ物製造業	令和6年5月31日まで猶予期間であり、漬物製造業の許可を取得する予定の事業者		38		38		13
	食品の小分け業			1		1		0
	集団給食施設	病院、診療所(許可を要しないもの)		35		35		19
C (3年に1回以上)	飲食店営業	(一般食堂、レストラン等)製造室100～50㎡又は収容人員300～100人 (仕出し・弁当屋)製造室50㎡未満	1,010	653	332	217	343	238
	菓子製造業	中規模のもの		131		43		43
	魚介類販売業			1		0		0
	密封包装食品製造業			8		2		2
	そうざい製造業			4		1		2
	漬物製造業			1		0		1
	麺類製造業			1		0		0
	食品の小分け業			1		0		0
	みそ又はしょう油製造業			1		0		1
	集団給食施設	保育所、社会福祉施設、社員寮他(許可を要しないもの)		115		38		29
	野生きのこ販売所	(許可を要しないもの)		94		31		27
D (6年に1回以上)	飲食店営業	小規模のもの 露店・臨時・移動営業車等	5,400	3,766	895	627	2,335	1,089
	菓子製造業	小規模		308		51		102
	そうざい製造業			11		1		18
	麺類製造業	小規模のもの(飲食店の一画で営業する等)		45		7		14
	密封包装食品製造業			3		0		2
	食品の小分け業			2		0		1
	清涼飲料水製造業			1		0		0
	冷凍食品製造業	許可を要しないもの		1		0		0
	旧水産加工食品販売業	許可を要しないもの		17		2		4
	営業届	A～Cに該当せず、許可を要しないもの		1,246		207		1,105
合計				7,171		2,032		3,555

2 令和5年度 許可を要する食品関係営業施設数

(令和6年3月31日時点)

業 種		総数	営業許可施設数（新規）					営業許可施設数（継続）				
			4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	計	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	計
飲食店営業	飲食店・レストラン等	3,087	70	53	61	41	225	81	104	60	22	267
	仕出し屋・弁当屋	363	8	9	2	1	20	8	19	26	8	61
法	旅館	183	1		3	1	5		7	1	3	11
	その他	1,102	60	60	39	30	189	12	45	26	4	87
第	小 計	4,735	139	122	105	73	439	101	175	113	37	426
	喫茶店営業 ※1	247										
五	調理機能を有する自動販売機による営業	14									8	8
	食肉販売業	221		1		1	2	1	1	2	1	5
十	魚介類販売業	226	1				1	1	2	4	1	8
	魚介類せり売り営業	2										
五	集乳業											
	乳類販売業 ※2	257										
条	乳処理業	4										
	乳酸菌飲料製造業 ※3											
分	特別牛乳搾取処理業											
	食肉処理業	18				1	1		2	2		4
五	食品の放射線照射業											
	菓子製造業	490	8	8	10	5	31	3	14	18	5	40
十	あん類製造業 ※4	1										
	アイスクリーム類製造業	49	1	2			3				1	1
五	乳製品製造業	7								2		2
	清涼飲料水製造業	25			1		1	1	1	1		3
条	食肉製品製造業	11			1		1		1	1		2
	(新) 水産製品製造業	1				1	1					
分	魚肉ねり製品製造業 ※5	1										
	氷雪製造業	2										
五	氷雪販売業 ※6											
	(新) 液卵製造業											
条	食用油脂製造業	4										
	マーガリン又はショートニング製造業 ※7											
分	(新) みそ又はしょうゆ製造業	10		1			1				1	1
	みそ製造業 ※8	9										
五	醤油製造業 ※9	3										
	酒類製造業	13		1			1					
条	豆腐製造業	17							1			1
	納豆製造業	3										
分	(新) 麺類製造業	74	1		2	1	4					
	めん類製造業 ※10								2			2
五	そうざい製造業	137	8	3	2	1	14		3	4	2	9
	(新) 複合型そうざい製造業											
条	(新) 冷凍食品製造業	13	1	1			2		1	1		2
	(新) 複合型冷凍食品製造業											
分	食品の冷凍または冷蔵業 ※11	7										
	(新) 漬物製造業	31	1	1	1	11	14					
五	(新) 密封包装食品製造業	31	2	3	2		7	1				1
	ソース類製造業 ※12	2										
条	缶詰または瓶詰食品製造業 ※13	21										
	(新) 食品の小分け業	6			1	1	2					
分	添加物製造業	3										
	小 計	6,695	162	143	125	95	525	108	203	148	56	515
条	つげもの製造業	9										
	水産加工食品販売業	4										
例	魚介類行商											
	小 計	13										
総 数		6,708	162	143	125	95	525	108	203	148	56	515

【食品関係営業許可件数の計上方法について】

令和3年6月1日施行の食品衛生法の改正により、営業許可を取得する方法として「継続」の扱いはなくなり、「新規」のみになりましたが、新たに営業許可を取得した施設件数と区別するため、許可期限満了等に伴い、同一営業者が再度営業許可を取得した施設を「営業許可施設（継続）」として計上しています。また、営業許可業種の見直しも行われましたが、※1、3、4、5、6、8、9、10、11、12、13については許可期限満了までは新許可業種へ移行しない施設及び届出に移行した施設を含み、旧許可業種として計上しています。

※1 見直し後の許可業種「飲食店営業」

※2 届出施設に移行

※3 見直し後の許可業種「乳処理業」「乳製品製造業」又は「清涼飲料水製造業」

※4 見直し後の許可業種「菓子製造業」

※5 見直し後の許可業種「水産製品製造業（新設）」

※6 届出施設に移行

※7 見直し後の許可業種「食用油脂製造業」

※8 醤油製造業と統合し、見直し後の許可業種「みそ又はしょうゆ製造業」

※9 みそ製造業と統合し、見直し後の許可業種「みそ又はしょうゆ製造業」

※10 見直し後の許可業種「麺類製造業」

※11 見直し後の許可業種「冷凍食品製造業（再編）」又は届出施設に移行

※12 見直し後の許可業種「密封包装食品製造業（再編）」又は届出施設に移行

※13 見直し後の許可業種「密封包装食品製造業（再編）」又は届出施設に移行

3 令和5年度 食中毒発生状況

年 度	発生年月日	患者数	原因食品	原因物質	原因施設	行政処分
R 5 年度	R5. 5. 17	26人	よもぎの白玉団子	ノロウイルス	幼稚園	
R 5 年度	R5. 6. 19	3 人	飲食店の食事	カンピロバクター・ジェジュニ	飲食店	営業停止 3 日間
R 5 年度	R5. 8. 30	1 人	飲食店の食事	アニサキス	飲食店	営業停止 1 日間
合 計	3 件	30人				

4 令和5年度 不良食品発生状況

原 因	原因施設所在地	食品分類										合 計	発見者			行政処分		指導			申立書
		菓	漬	清	そ	食	み	大	生	果	乳	そ	食	消	他	廃	回	始	説	そ	
		子	物	涼	う	肉		豆	め	実・実	類	他	品	費	機	棄	収	末	諭	他	
異 物 混 入	管内						1					1	2		2				2		2
	管外	1										1		1					1		
不 潔 ・ カ ビ	管内																				
	管外											1	1	1					1		
指 定 外 物 添 加	管内																				
	管外																				
規 格 ・ 基 準	管内					1						1	1				1	1	1		1
	管外																				
表 示	管内	1			1							4	6	5	1			5	6		5
	管外																				
そ の 他	管内					1						1		1					1		
	管外																				
合 計	管内	1			1	2	1					6	10	6	4		1	6	10		8
	管外	1										2		2					2		

過去5年間管内施設不良食品指導件数の推移

原 因	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
異物混入	1			1	
不潔・カビ		1	1		
指定外添加物					
規格基準			1	1	1
表示違反	1	1			5
その他					
合 計	2	2	2	2	6

5 令和5年度 食品衛生教育実施状況

対象者区分	回数	受講者数
営業者	40	1,462
消費者	5	198
計	45	1,660

6 令和5年度 リスクコミュニケーション事業実施状況

名 称	開催日	参加者等
第1回食品安全懇話会	令和5年6月27日	■内容 ・「健康食品」について ・健康な食生活について ■出席者 懇話会委員9人
親子で体験！食中毒予防教室	令和5年7月25日	■内 容 1 家庭でできる食中毒予防について(講義) 2 手洗いチェッカーによる手洗い診断(講義+実技) 3 調理器具などのふき取り検査、食品検査(実技) 4 有毒植物について(講義) ■参加者 8名(4組の親子)
ウェブで学ぼう！食品衛生	令和5年11月1日～11月30日 ※長野市ホームページ上で動画により公開	■内容 肉の低温調理による食中毒について
第2回食品安全懇話会	令和6年2月6日	■内容 ・食物アレルギーについて ・アスパルテームの発がん性 ・異物混入による施設点検状況、健康被害発生状況 ・鳥インフルエンザ発生時、家禽の殺処分の必要性 ・食品ロスと食品衛生について ■出席者 懇話会委員9人